

地域活動交付金事業

～ 住みたくなるまちづくり ～

募集!

「地域の困りごとをなんとかしたい!」「鳳来北西部地区をもっと盛り上げたい」 など
あなたの思いを資金的に応援する”地域活動交付金”を活用してみませんか!?

⚠️ 申請をご検討の団体の方へ (※必ずご確認ください) ⚠️

- ・必ず自治振興事務所へ事前に相談のうえ、余裕をもってお申し込み下さい。
- ・今回の募集の結果、予算が残った場合でも原則追加募集は行いません。

《募集期間》

令和7年 12月15日(月) ~ 令和8年 1月21日(水)

※令和8年度予算案が新城市議会で承認されない場合は事業中止となります。予めご了承ください。

《交付金》

【補助率】補助対象経費に対して **100%** 以内

【交付限度額】1事業につき **50** 万円

※申請金額からの減額や条件を付す場合があります。また、審査した結果、不採択となる場合もあります。

《どんな「事業」が対象?》

①景観づくりや環境保全

- ・不法投棄防止活動
- ・ごみ集積場整備 等

②安心安全な地域づくり

- ・交通安全マップの作成
- ・防災訓練充実 等

③伝統・文化の継承

- ・歴史資源の保存整備
- ・伝統芸能継承のための資材購入 等

④こどもの健全育成

- ・子育て支援行事の開催
- ・世代間交流事業の開催 等

⑤保健・医療福祉の向上

- ・健康づくり講座の開催
- ・ウォーキングコースの整備 等

⑥特性を活かした活性化

- ・ボランティアガイドの育成
- ・夏祭り等のイベント開催 等

⑦地域活動の拠点整備

- ゲートボール場等の
- 生涯スポーツ拠点整備 等

活動の目的が①から⑦に該当するものが
地域活動交付金の対象事業となります。

※詳細についてはこちら



申請に関するご相談は下記までお気軽にご連絡ください!!

《お問い合わせ》

鳳来北西部自治振興事務所(鳳来総合支所内) 担当:岡田

【住所】〒441-1692 新城市長篠字仲野16番地11

【電話】0536-22-9932 【FAX】0536-32-1170 【メール】hourai-jichi@city.shinshiro.lg.jp

1. どんな団体が対象となるの？

◆次の要件すべてに該当する団体が対象となります。

- ①16 歳以上の者が 3 人以上参加する団体
- ②政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としていない団体
- ③暴力団でない団体、暴力団員と関係のない団体

《対象となる団体》

- ・行政区・組織・地域コミュニティ組織・公民館・子供会などの地縁に基づく団体
- ・ボランティア組織・NPO などのテーマにより結びついた団体 など

2. どんな事業が対象となるの？

◆令和 8 年度に実施・完了する事業で、次の要件すべてに該当する事業が対象となります。

- ①鳳来北西部の地域が抱える課題に対して、住民が自発的に解決に取り組む事業
- ②目的及び計画が策定されている事業

《以下の項目に該当する事業は対象となりません。》

- ・営利活動（※）、宗教活動、政治活動を目的とした事業
※参加費や寄付金などを事業費に充てる場合は除く。
- ・公序良俗に反する事業
- ・特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- ・他の制度から補助金等の交付を受ける事業

3. どんなことに使えるの？

◆交付の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費です。

- ・報 償 費 ・旅 費 ・消 耗 品 費 ・燃 料 費 ・食 糧 費
- ・印刷製本費 ・修 繕 料 ・通信運搬費 ・保 険 料 ・委 託 料
- ・使 用 料 ・賃 借 料 ・工事請負費 ・原 材 料 費 ・備品購入費 など

《交付対象とならない経費》

- ①団体及び団体の構成員の事務所、施設、設備等の維持管理費
- ②用地取得費
- ③団体の構成員に対する食料費（作業時又は会議時のお茶代を除く。）
- ④領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確にできない経費
- ⑤その他市長が社会通念上適当でないと認めた経費

《報償費の取り扱いが変更になりました》

団体の構成員に対する謝礼は対象外でしたが、構成員が特別な知識、経験、技術を有しており、講演会の講師や、イベントでの技術指導、専門的な作業、また、実行委員会事務局、法的手続きなどの特別な事務作業は対象になります。

※詳細は、自治振興事務所へお問い合わせください。

4. 応募するにはどうしたらいいの？

◆下記の書類を募集期間内に鳳来北西部自治振興事務所へ提出してください。

提出書類

- | | | |
|-----------|--------|------------------------|
| ①企画書 | } 指定様式 | ⑥団体の活動内容が分かる書類（規約、会則等） |
| ②事業計画書 | | ⑦会員名簿（行政区・地縁団体等を除く） |
| ③年間活動計画書 | | ⑧見積書※ |
| ④収支予算書 | | ⑨他人の財産を使用する場合は承諾書 |
| ⑤申請団体の確認書 | | ⑩その他事業に応じて指示する書類 |

※見積書が必要な経費の詳細は、自治振興事務所へお問い合わせください。

※上記①～⑤の様式は、鳳来北西部自治振興事務所にてお渡しします。

※新城市ホームページ（鳳来北西部地域自治区）からもダウンロードすることができます。

<https://www.city.shinshiro.lg.jp>

鳳来北西部 地域活動交付金

検索

5. 審査の方法はどんなってるの？

◆申請書類及び申請団体による公開審査でのプレゼンテーション（審査委員や一般参加者の前で団体や活動の説明を行うこと）に基づき、鳳来北西部地域協議会が審査します。

※結果は後日、交付金交付内定通知書にて正式に通知します。

【公開審査実施日】令和8年2月24日（火）

- ・開始時間は申請団体に後日通知します。
- ・審査会に参加できない団体は交付の対象となりません。
- ・一般の人も傍聴できる公開の場で申請事業のアピールをしてください。

なお、やむを得ない事情により、書類審査のみとなる場合もあります。予めご了承ください。

《審査基準の項目》

評価項目	審査視点
公益性	・地域計画等との整合性が図られているか。 ・地域にとって必要な事業であるか。 ・特定の個人や団体の利益にとどまらず、地域住民に利益を提供するものか。
主体性	・自ら考え、自ら実践する事業か。
実現性	・計画内容、実施体制が十分に検討されているか。 ・収支計画は、十分に検討されているか。 ・地域住民、関係機関・団体の許可、地権者の承諾など協議、調整がされているか。
継続・発展性	・財源の確保、団体構成員の能力向上、住民の参加促進、他団体との連携を図るなど事業を継続、発展させる工夫があるか。 ・達成目標や達成期限を明確にしているか。 ・他の団体や分野へ波及し、効果をもたらすと期待できるか。



地域活動交付金の流れ



① 募集（令和7年12月15日～令和8年1月21日）

- ・申請書類一式は、開庁時間に鳳来北西部自治振興事務所へ提出してください。
- ・受付の最終日時は、令和8年1月21日（水）の午後5時15分となります。
- ・見積書などの添付書類を用意していただく場合がありますので、早めにご相談ください。

② 審査準備（令和8年2月上旬～中旬）

【鳳来北西部自治振興事務所】

申請書類に不備などがいないか確認をし、審査に向けた準備を行います。

【鳳来北西部地域協議会（審査員）】

申請内容を十分に理解した上で審査会へ臨めるよう、申請内容の確認や勉強会などを行います。

※事前質問が出た場合・・・（令和8年2月中旬）

- ・申請内容に対し、審査員から事前に質問が出る場合がございます。
 - ・事前質問は事務局で取りまとめ、該当の申請団体へ通知いたします。
- 期限までに回答をお願いします。

③

公開審査（令和8年2月24日 予定）

【申請団体】

事業の目的・スケジュールなどについて、プレゼンテーション形式で説明していただきます。

【鳳来北西部地域協議会（審査員）】

申請団体に対し事業内容などの質問をしたうえで、採点を行います。

※鳳来北西部地域協議会での審査結果を基に、新城市長が交付金の交付決定をします。

④

事業実施（令和8年4月1日～令和9年3月31日まで）

【申請団体】

採択された団体は、交付決定日から翌年3月31日までの間で事業を実施します。

⑤

成果報告（鳳来北西部:令和9年3月上旬）

【申請団体】

- ・事業の実績や成果を実績報告書により提出していただきます。

《 鳳来北西部地域自治区でのこれまでの活用事例 》



地域のPRや集客イベントの開催



世代間交流イベントの開催



廃校を活用した美術展覧会